

「Fukuoka Short Film Award」企
画・運営管理業務委託に係る業務委
託仕様書（企画提案時）

クリエイティブ福岡推進協議会
(福岡市経済観光文化局コンテンツ振興課)

2026年2月18日

本仕様書は「Fukuoka Short Film Award」企画・運営管理業務委託（以下「本業務委託」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、委託者と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 業務名称

「Fukuoka Short Film Award」企画・運営管理業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 事業の目的

クリエイティブ関連産業の振興を通じて地域経済の発展を目指すクリエイティブ福岡推進協議会（以下、「協議会」という。）では、世界で活躍する若手映画監督の発掘・育成を行うため、作品製作及び発表の場としてコンテストを実施する。併せて、コンテストをきっかけにスキルアップやネットワークの構築に繋がるようスキルアッププログラムを実施し、継続的な作品製作ができる環境を目指す。

5 用語の定義

用語	定義
若手映画監督	40歳未満の映画監督

6 業務内容

（1）アワードの企画・運営

【目的・概要】

世界で活躍する若手映画監督の発掘及び育成を目的とした短編映画コンテストを実施する。

【スケジュール（案）】

参加者募集 令和8年5月～7月（2か月以上確保すること）

1次審査（事務局審査） 令和8年8月上旬

最終審査（審査員審査） 令和8年8月中旬～下旬

一般審査 令和8年8月～10月上旬

表彰（The Creators内） 令和8年10月10日（土）または11日（日）

※上記案を参考とし、事業の目的達成に最適な日程を提案すること。

※より多くの参加者が参加できるように日程を工夫すること。

※最終的な実施日については委託者と協議のうえ、決定するもの。

【参加対象者】

以下の①、②いずれも満たしている者とする。

①若手映画監督

②福岡市を活動拠点としている監督または、福岡市にゆかりがある監督

福岡市にゆかりがある：福岡市出身、福岡市内の学校に通っていたことがある、
福岡市に1年以上住んでいたことがある、今後福岡市への移住を検討している等

【動画の仕様】

尺：10分以上～20分以内

条件：福岡市内で7割以上撮影した作品または、福岡を題材とした作品

【審査方法】

・1次審査：事務局にて審査し、5～7名程度選出すること。

※審査については、委託者と協議のうえ、決定するもの。

・一般審査：1次審査を通過した参加者を対象にウェブ上で一般審査を実施する。

※一般審査については、協議会が別に実施する「「The Creators」企画・運営管理業務委託」の受託者が実施するため、本業務委託の範囲外であるが、円滑な実施のため連携すること。

・最終審査：1次審査を通過した参加者を対象に審査員による審査を実施し、優秀者3名程度を選出すること。

※審査員による審査については、適切な選定基準を設定すること。

※審査については、委託者と協議のうえ、決定するもの。

【審査員】

・1次審査における審査員

事務局にて、過去に映画祭やコンテスト等で映画の審査経験がある審査員を、複数名選定すること。

・最終審査における審査員

以下の点を考慮し、映像業界に精通する著名な審査員を委託者と協議のうえ3名以上選定すること。

・参加者の参加意欲を高めるような人

・海外での展開に対して的確なアドバイスが可能な人

・国内での展開に対して的確なアドバイスが可能な人

※1次審査及び最終審査、いずれも審査員については、委託者と協議のうえ、決定するもの。

【特典】

優秀者に対して、賞金以外の特典を提案すること。

特典は参加者の参加意欲向上に繋がるようなものとし、かつ、本アワードをきっかけとして今後のネットワークやビジネス拡大に繋がるもの2つ以上提案すること。

- ・例：制作作品の映画祭での上映、マーケットへの出展等

※その他の特典として、優秀者については、委託者より海外映画祭等のコンペ及びマーケットへの出展支援を行うこととしている。

渡航費用等出展にかかる費用は委託者が負担するものとするが、映画祭出展に係る事務手続きについては、事務局側で行うものとする。

なお、一人あたりの渡航費等について、概算を提案すること。

【表彰及び集客イベント】

- ・優秀者3名程度については、委託者が実施するイベント「The Creators」において表彰を行うこと。
- ・The Creators内で実施する表彰式の前後に、映像関係者及び一般市民を対象とし、高い集客力がある企画を提案すること。
- ・会場は協議会が別に実施する「「The Creators」企画・運営管理業務委託」の受託者が用意する。
- ・イベントの内容については委託者と協議の上、決定するもの。

※「The Creators」実施概要（予定）

日程：10月10日（土）、11日（日）

場所：UNITEDLAB（福岡市中央区大名1丁目3-36）

(2) キックオフイベントの企画・運営

【目的・概要】

本アワードの周知及び、映画製作に広く興味を持つもらうためのイベントを実施すること。

【期間】

4月～5月のうち1日

※キックオフイベントに合わせアワードの募集開始を行うため、適した日程を提案すること。

【会場】

福岡市内で、100名程度の参加者を想定し、事業の目的達成に最適な場所を提案すること。

【参加ターゲット】

若手映像事業者及び一般市民

※イベントの内容については委託者と協議の上、決定するもの。

(3) スキルアッププログラムの企画・運営

【目的・概要】

アワード参加者及び映像関係者が世界での活躍に繋がる育成プログラムを実施すること。

【期間】

11月～3月のうち事業の目的達成に最適なフォローアップの回数や方法を提案すること。

【会場】

福岡市内とし、事業の目的達成に最適な場所を提案すること。

【参加ターゲット】

本アワード参加者や映像関係者

※スキルアッププログラムの内容については委託者と協議の上、決定するもの。

(4) 広報

【業務内容】

- ・対象となる若手映画監督及び一般市民等に対して効果的な事業の広報を行うこと。
- ・各事業の目的が達成される参加者数を確保すること。
　本アワードについては、最低15名程度の参加者を確保すること。
- ・必要に応じ、協議会が別に実施する「The Creators」企画・運営管理業務委託」と連携して広報を実施すること。

※広報の内容及び広報先については、委託者と協議の上、決定するもの。

【企画提案項目】

提案競技時に提出する企画提案書の企画提案内容は、別紙「審査項目に対する評価項目及び配点表」の評価事項のとおりとし、事業目的の達成に向けて創意工夫がなされた提案を行うこと。

【留意事項】

協議会が別に実施する「The Creators」企画・運営管理業務委託」の受託者も本事業の情報発信を行うため、当該受託者と連携して効果的な情報発信に努めること。

(5) 事務局運営

①事務局運営

- ・本事業の実施窓口として事務局業務を担うこと。
- ・委託者の求めに応じて打ち合わせ等に必要な資料を適宜作成すること。
- ・次年度の運営・広報に活用できるよう、委託期間を通じて写真を撮影すること。
- ・写真一式は、電子データにより事業実施報告書と併せて提出すること。
- ・事業完了後、事業実施報告書及び収支報告書を作成し、電子データで提出すること。
- ・その他、事業実施のために必要な業務を実施すること。

②全体企画・調整

- ・事業目的に資する内容の企画・提案を行うこと。

③企画・準備段階の運営体制

- ・企画・準備段階で委託者と迅速かつ綿密な協議が可能な体制を整え、事業実施に向けた適切な実施スケジュールを組み立て提示すること。
- ・事業効果を最大限に高めるため、参加者等からのニーズを捉えた企画運営ができる体制を用意すること。
- ・参加者や審査員等の関係者と適宜連絡調整を行い、円滑に運営を行うこと。

④事業実施時の運営体制

- ・運営にあたっては、本事業の円滑な運営が可能な組織体制とし、参加者、来場者の安全面にも十分に配慮した上で実施すること。
- ・運営にあたっては、従事者人数、役割分担等を明記した体制図を用意すること。
- ・事業の目的達成に最適な演出・装飾・展示・会場レイアウトを行うこと。
- ・実施にあたっては、運営マニュアルを作成すること。

⑤その他、本事業実施のために必要な業務

【企画提案項目】

提案競技時に提出する企画提案書の企画提案内容は、別紙「審査項目に対する評価項目及び配点表」の評価事項のとおりとし、事業目的の達成に向けて創意工夫がなされた提案を行うこと。

7 損害賠償

- (1) 受注者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受注者が賠償の責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により福岡市及びクリエイティブ福岡推進協議会に損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 受注者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、福岡市及びクリエイティブ福岡推進協議会は一切の責めを負わないものとする。ただし、福岡市及びクリエイティブ福岡推進協議会の責めに帰する場合はこの限りではない。

8 その他留意事項

- (1) 本業務は本仕様書に基づき実施することを基本とするが、本仕様に定めのない事項または同内容を変更して実施する場合は、委託者及び関連ゲーム企業と綿密に連絡を取り合い、隨時協議のうえ実施すること。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。
- (3) 処理が困難な事案が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、処理方針の指示を受け、対応を図ること。
- (4) 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、事業実施に関して必要な手続き及びそれらに係る諸費用等、本業務の履行に必要となる一切の経費を含むもの

とする。

- (5) 本業務で知り得したことについては、守秘義務を負うものとする。
- (6) 常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
また、定期的に委託者と打ち合わせを行い、委託者の指示に従い本業務を遂行すること。
- (7) 不慮の事故発生に対する準備を怠らないとともに、参加者及びスタッフ等の怪我、事故、疾病等に備え保険等に加入することを計画しておくこと。
- (8) 関係官公署への手続きが必要な場合は、必要書類を作成し、原則として手続き一切を行うこと。